

# GK クラウドサービス利用規約

EDGEMATRIX 株式会社（以下、「当社」という）のサービスである GK サービス（以下、「本サービス」という）は、本サービス利用規約（以下「本規約」という）に従って提供されます。

## 第1章 総則

### 第1条 （本規約の適用）

本サービスを利用する際には、本規約を遵守して頂きます。本規約の内容に承諾頂けない場合、本サービスを提供することはできません。

### 第2条 （用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、以下の通りとなります。

- (1) 「エッジ AI」とは、データが生成される現場又は近傍で AI の処理を実行することをいいます。
- (2) 「エッジ AI デバイス」とは、エッジ AI を実行し、データを伝送する装置をいいます。
- (3) 「Edge AI Tablet」とは、当社が提供するエッジ AI デバイスをいいます。
- (4) 「GK」とは、Edge AI Tablet のサーマルカメラと可視光カメラを使い体温計測および顔認証を実行できるアプリケーションをいいます。
- (5) 「GK クラウド」とは、Edge AI Tablet の管理、分析した体温計測と顔認証情報の集計と可視化、複数のデバイス間で発熱者を追跡する機能をクラウドサービスとして提供する基盤をいいます。
- (6) 「申込者」とは、本サービスの利用を希望する方をいいます。
- (7) 「本契約者」とは、本サービスを申込み、本規約に同意して契約を行う方をいいます。
- (8) 「利用者」とは、本サービスを利用する方をいいます。
- (9) 「GK サービスページ」とは、<https://gatekeeper.edgematrix.com/>の URL が示す当社のサービスページをいいます。

### 第3条 （本規約の変更）

本規約は、本契約者の承諾を得ることなく当社により変更できるものとし、変更後の規約は GK サービスページに掲載することで契約者に通知した時点より効力が生じるものとします。尚、GK サービスページ上の記載とその他媒体の記載に齟齬がある場合、GK サービスページ上の記載内容を優先して適用します。

## 第2章 提供サービス

#### **第4条 (本サービスの内容)**

1. 本サービスは、利用者に対して、Edge AI Tablet の管理と、Edge AI Tablet のサーマルカメラと可視光カメラを使い実行する体温計測および顔認証情報の集計と可視化、複数の Edge AI Tablet 間における発熱者の追跡をする機能をクラウドサービスとして提供するものです。
2. 本サービスを利用するためには、固定回線または Wi-Fi を用いて本サービスに接続を許可されている Edge AI Tablet や取付周辺機器（以下「Edge AI Table 等」）が必要となります。
3. 前項に定義した Edge AI Tablet 等及び通信環境は、本契約者が自らの費用と責任でご準備頂きます。
4. 本サービスの提供エリアは、日本国内のみとします。
5. 本サービス内容は、予告なく変更されることがあります。

#### **第5条 (本サービス提供時間)**

本サービスは、原則1年を通じて24時間提供します。但し、次の第6条に該当する場合はその限りではありません。

#### **第6条 (本サービスの中断)**

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を中断することがあります。
  - (1) 天変地異等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなったとき
  - (2) 災害その他の事由で電気通信サービスの利用及び電力供給の確保や維持が困難となったとき
  - (3) 本サービスの機器等の工事又は点検等の必要があるとき
  - (4) 本サービスの機器等に故障や障害等が発生したとき
2. 当社は、前項の定めに従い、本サービスの一部又は全部の提供を中断する場合、あらかじめその旨をGK サービスページにて本契約者に周知又は通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の定めに従い、本サービスの一部又は全部の提供を中断する場合、本サービスの復旧のための対応を行う様に努めるものとします。
4. 当社は、第1項の定めに従い、本サービスの一部又は全部の提供を中断したことにより、本契約者に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

#### **第7条 (本サービスに関する問い合わせ)**

1. 本サービスが提供する機能に関する利用者からの問い合わせについては、当社がGK サービスページに記載の受付範囲で対応します。
2. 本サービスが正常に動作しない場合の利用者からの問い合わせについては、当社がGK サービスページに記載の受付範囲で対応します。

#### **第8条 (セキュリティ保護)**

1. 当社は、本サービスを安全にご利用頂くために、本サービス環境に対して合理的なセキュリティ防護措置を講じるものとします。但し、本措置は不正アクセス又は不正利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

2. 本契約者は、本サービスで利用するハードウェア、ソフトウェアに既知及び未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、本契約者は自らの判断において必要な措置を講じるものとします。また、当該セキュリティ脆弱性に起因して本契約者及び第三者が損害を被った場合でも、当社が何らその責を負いません。

## 第9条 （データの保管及び保存）

1. 当社では、本サービスにおいて提供、伝送するデータ等（以下「取扱いデータ等」という）を一時的に保存する機能を提供しますが、これにより当該データの信憑性及び完全性が保証されるものではありません。
2. 本契約者は、取扱いデータ等を自らの責任で管理するものとし、当社はかかる取扱いデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

## 第10条 （禁止事項）

本契約者及び利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- (4) 当社、ほかの利用者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (5) 当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- (7) 他の利用者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (8) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- (9) 本サービスの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (10)他の利用者になりすます行為
- (11)当社が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (12)当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (13)その他、当社が不適切と判断する行為

## 第11条 （非保証と免責）

1. 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証致しません。
2. 当社の過失による債務不履行または不法行為により本契約者に生じた損害の賠償は、本契約者から当該損害が発生した年に受領した利用料の額を上限とします。
3. 当社は、本サービスに関して、本契約者と他の契約者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

## 第3章 サービス利用契約

### 第12条 (申込者及び利用者)

1. 本サービスの利用には Edge AI Tablet 等が必要となりますので、その所有者のみが本サービスをお申込み頂けます。
2. 申込者は、法人その他の団体に限るものとし、個人のお客様からの申込みは受け付けることができません。但し、個人のお客様が事業のために本サービスを利用することが確認できた場合には、当該申込みを承諾します。
3. 利用者は、本サービスの契約者若しくは本契約者から承諾を得た第三者となります。なお、本契約者と利用者の関係に当社は何ら関与しないため、本契約者と利用者との間の紛争はかかる当事者間で解決するものとしします。
4. 本契約者は、本契約者以外の利用者に、本規約に定める本契約者の義務と同等の義務を負わせるものとしします。

### 第13条 (本サービスの申込)

1. 本サービスの提供に際しては、Edge AI Tablet 等 1 台ごとに 1 契約を締結していただきます。なお、複数の Edge AI Tablet 等についてお申込みを頂く場合、全デバイスに同一の申込み内容を適用することは可能です。
2. 本サービスの申込を行った時点で、申込者は本規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 前項の申込内容に関する事実を確認するために、当社が書類等の提示又は提出を求めた場合、申込者はこれに応じるものとしします。
4. 当社は、申込内容が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合、当該申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本規約に違反する可能性がある時
  - (2) 申込み内容に不備若しくは虚偽がある時
  - (3) 技術上、サービス提供が著しく困難である時
  - (4) その他当社が不適切と考える条件が確認された時
5. 当社にて申込みを承諾した場合、申込者への本サービスを利用するための ID・パスワードの通知をもって、当該申込者と当社の本サービス提供契約が成立したものとし、この通知を行った日を契約開始日としします。
6. 本契約者は、本サービスを利用するための ID・パスワードを、自己の責任において管理及び保管するものとし、これを第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買等してはならないものとしします。

### 第14条 (サービス提供開始時期)

当社は、本サービスを利用する場合には、当該契約者が GK クラウドへの初回接続日をサービス提供開始日とし、当該提供開始日が属する月を提供開始月としします。

### 第15条（申込内容の変更）

本契約者は、前条にて申し込んだ内容に変更があった場合、又は変更を希望する場合、当社が指定する方法により当社に当該変更内容を通知するものとします。

### 第17条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（提供開始月から解約日が属する月までを意味し、以下「契約期間」といいます。）は1年間とします。
2. 本契約者は、本契約の解約を希望する場合、解約日の1か月前までにその旨を通知することにより、本契約の一部又は全部を解除することができます。
3. 契約期間の期間満了の1か月前までに、本契約者および当社のいずれからも相手方に対し本契約を更新しない旨の通知がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### 第18条（当社による契約解除）

当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、通知又は催告を要せず、本契約の一部又は全部を解約することができます。

- (1) 本規約の定め違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
- (2) 本規定の定め違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正してもなお本サービスを提供することが困難であるとき
- (3) 本契約者の申込み内容が事実と反していることが判明したとき
- (4) 支払の停止があったとき、支払い不能の状況に陥ったとき、破産手続き、民事再生手続き、若しくは会社更生手続きを開始したとき、特別清算開始の申し立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え、若しくは差押えを受けたとき
- (5) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼしたとき
- (6) 当社又はサービス提供事業者等に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (7) その他契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

### 第19条（本サービスの再販売）

本契約者は、本サービスを自身のために利用するものとし、本サービスを利用し、自身のサービスとして再販する場合は、事前に当社へその旨を通知し、関係者と協議のうえその承諾を得て頂く必要があります。

### 第20条（本サービスの停止）

当社は、本契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの一部又は全部の提供を停止することがあります。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 支払期限を超過しても利用料金その他の金銭債務について支払いを確認できないとき

- (3) 当社に虚偽の届出又は通知をしたとき
  - (4) 当社、他の本契約者若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える又はそのおそれがある行為を行ったとき
  - (5) 本サービスの運営を妨げる行為を行ったとき
  - (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為、違法行為、公序良俗に反する行為又はそれらのおそれがある行為を行ったことが判明したとき
  - (7) 当社は、前項の定めに従い、本サービスの一部又は全部の提供を中断する場合、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で本契約者に周知又は通知するものとします。但し、緊急の場合、またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
2. 当社は、前項の定めに従い、本サービスの一部又は全部の提供を停止したことにより、本契約者に損害が生じたとしても一切の責任を負いません。

#### 第 21 条 (本サービスの終了)

1. 当社は、本契約期間中においても本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難となった場合、本サービスの一部又は全部の提供を終了することがあります。
2. 前項の定めに従い、本サービスの提供を終了し、それに伴う契約の一部又は全部の解約を行う場合、本契約者に対し、本サービス終了日及び終了理由等を、GK サービスページ及び電子メールにてサービス終了の半年前までに通知します。

#### 第 22 条 (料金)

1. 本サービスの料金は GK サービスページに掲示します。
2. 本サービスの料金は本契約者の了解を得ることなく変更できるものとします。
3. 本サービスの料金を変更するときは、料金変更を実施する月の 2 ヶ月前に GK サービスページ上に掲載するとともに、本契約者が登録したメールアドレス宛に通知します。尚、GK サービスページ上の記載とその他媒体の記載に齟齬がある場合、GK サービスページ上の記載内容を優先して適用します。
4. 料金は年単位で計算する年額料金となります。
5. 年額料金の請求開始月は本サービスの提供開始月となります。
6. 契約期間の途中で解約または契約期間が終了した場合でも、返金はありません。
7. 年額料金を分割払いする場合、個別契約にて支払条件を定めます。

#### 第 23 条 (料金の支払方法等)

1. 本契約者は本サービスの料金を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 本契約者は以下に定める支払条件に従い、当社が請求する年額料金およびその他の手数料を支払うものとします。
  - (1) 支払に要する費用は、本契約者が負担するものとします。
  - (2) 本契約者は請求書発行から 30 日以内に年額料金を支払うものとします。

- (3) 支払い期限までに契約者の年額料金の支払いを当社が確認できなかった場合には、請求月の翌月末に本サービスの提供を停止します。

## 第4章 その他共通事項

### 第 24 条（通知又は連絡）

1. 本契約者と当社の間で行う通知及び連絡は、申込時に登録したメールアドレスによって行うものとし、
2. 前項の定めに従い、本契約者は当社に連絡先を届けるものとし、また、連絡先が変更となった場合には速やかにその届けを行うものとし、
3. 本契約者からの変更届がない限り、当社は登録済の連絡先に通知及び連絡を行うものとし、登録済連絡先の有効性について当社は一切関与しないものとし、発信をもって到達したものとみなします。

### 第 25 条（個人情報の取扱い）

本サービス提供に伴い取り扱う個人情報は、当社ホームページに掲載するプライバシーポリシーに従って管理させていただきます。

### 第 26 条（秘密保持）

本契約者は、当社からの事前の書面による承諾なくして、本契約の存在及び内容、本契約を通じて知り得たアイデア、ノウハウ、データ等の当社の営業上、技術上および業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という）を本契約履行の目的以外には使用せず、第三者へ開示、漏洩しないものとします。

### 第 27 条（知的財産権）

本サービスを通じて当社が本契約者に提供する一切の情報及びコンテンツ等に関する著作権及び特許権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又はそのライセンサーに帰属します。

### 第 28 条（権利譲渡の禁止）

本契約者は、本規約に基づく権利義務の全て又は一部を第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはなりません。

### 第 29 条（損害賠償）

1. 当社の責めに帰すべき理由により本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から 24 時間以上その状態が連続した場合、当社は本契約者に対し、利用できない状況にあった日数分の本サービス利用料（日割り計算による。）を損害とみなし、当該金額を賠償金と

して返金します。

2. 本契約者の責めに帰すべき理由により当社及び他契約者が損害を被った場合、当社は本契約者に対して、発生した損害に該当する賠償金を請求します。

### 第 30 条（第三者との紛争）

本サービス利用にあたり、本契約者が当社以外のサービス提供者及びその他の第三者との間で何かしらの紛争等が生じた場合、本契約者の自らの責任と費用で当該紛争等を解決するものとします。

### 第 31 条（反社会的勢力の排除）

本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - (2) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  3. 当社は、本契約者が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに利用契約を解除することができるものとします。

### 第 32 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の成立、効力及び履行については、日本国法に準拠するものとし、本契約者と当社との間で訴



訟が生じた場合は、東京地方裁判所を一新の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(2020年6月17日制定)